

熊本市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 30 年 4 月 1 日

熊本市町村総合事務組合長

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条に基づき、熊本市町村総合事務組合長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画を効果的に推進するため、関係各課の職員相互の理解を得ながら取り組んでいくこととする。

3 現状

(1) 職員の女性割合（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	職員数		割 合
		うち女性職員数	
正規職員	5 人	2 人	40%
再任用職員	1 人	1 人	100%
嘱託職員	2 人	1 人	50%
臨時職員	1 人	1 人	100%
合 計	9 人	5 人	56%

(2) 女性職員の採用割合

区 分	平成 2 8 年度			平成 2 9 年度		
	採用数		割合	採用数		割合
		うち女性職員数			うち女性職員数	
正規職員	1 人	1 人	100%	0 人	0 人	—
嘱託職員	0 人	0 人	—	1 人	1 人	100%
臨時職員	2 人	2 人	100%	1 人	1 人	100%
合 計	3 人	3 人	100%	2 人	2 人	100%

(3) 管理職の女性の割合（平成30年4月1日現在）

区 分	管理職職員数		割 合
		うち女性職員数	
正規職員	1人	0人	0%
再任用職員	—	—	—
嘱託・臨時職員	—	—	—
合 計	1人	0人	0%

(4) 年次休暇の平均取得率

区 分	平成28年（嘱託職員は28年度）			平成29年（嘱託職員は29年度）		
	男性	女性	平均	男性	女性	平均
正規職員	50%	31%	40%	70%	42%	49%
嘱託職員	36%	94%	67%	100%	90%	96%

4 分析

本組合では平成28年度において女性職員を1名、29年度において男性職員1名を新たに採用し、職員の女性割合は56%と、均衡のとれた割合になっている。また、正規職員の年次休暇の平均取得率は49%と、平成26年の18%から大幅に上昇した。ただし、全体の取得率は上昇したものの、実際は個人によって取得日数に大きく差が出ている。

5 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

上記分析を踏まえ、本計画を推進するために次のとおり目標を設定する。

<目標>

本計画期間中に、正規職員の年次休暇の平均取得率を、平成29年（1月～12月）の実績50%から60%以上にする。また、すべての職員の年休取得率を40%以上にする。

6 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

上記5で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

<取組内容>

管理職は職員に対し定期的に年次休暇の取得推進喚起を行うとともに、本計画について全職員へ徹底的に周知することで、年次休暇を取得しやすい環境づくりに取り組み、ワークライフバランスを推進する。